

## 令和3年第5回白河市農業委員会総会議事録

### 1. 開催の日時及び場所

日 時 令和3年5月31日(月)午後2時00分

場 所 白河市役所本庁舎 正庁

### 2. 会議構成人員(15名)

#### 出席農業委員(13名)

1番	鈴木俊信	委員	3番	根本一郎	委員
4番	小松勝恵	委員	5番	小泉光敏	委員
6番	橋本賢一	委員	7番	樋口幹夫	委員
8番	山内喜一	委員	9番	深谷宏光	委員
11番	山本繁夫	委員	14番	齋藤茂	委員
15番	塩田一也	委員	16番	秋元幸一	委員
17番	砂塚功	委員			

#### 欠席農業委員(2名)

2番	熊崎新壽	委員	10番	早津和一	委員
----	------	----	-----	------	----

### 3. 本日の提出議案

- 1 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 2 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 3 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

### 4. 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局長	鈴木 誠之	次長兼係長	鈴木 健一
副主査	三浦 隆史		
表郷分室長	小針 博之	大信分室長	新井 修治
東分室長	藤田 和宏		

## ◎開 会

事務局長 皆さん、こんにちは。

明日から6月ということで、非常に青葉若葉がまぶしい大変気持ちよい季節になってまいりました。同時にまた本格的な農作業シーズンに入りましたが、田植作業も大方めどがつき、皆様方にはほっと一段落といったところかと思えます。

本日はそんなちょっとしたつかの間の時間を割いて、総会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、本日の総会ですが、先日、総会開催通知でもご案内をさせていただきましたとおり、職員の軽装、いわゆるクールビズが市役所でも始まりました。5月から9月までの期間で励行しておりますので、今後の総会、あるいは小委員会等、農業委員の集まりにおきましても、ノー上着、ノーネクタイを基本とした服装にご理解とご協力をお願い申し上げます。

では、農業委員会等に関する法律による総会の定足数に達しておりますので、ただいまより令和3年第5回白河市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議案につきましては、農地法第3条関係が7件、同じく第5条関係が5件、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認関係が5件、合わせて17件をご審議いただきます。

なお、本日の総会は去る4月に開催しました運営委員会の協議結果に基づき、新型コロナウイルス感染症予防対策の観点から、引き続き出席委員を減じて開催するものであります。

(午後 2時00分)

---

## ◎会長挨拶

事務局長 では、初めに会長より挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、こんにちは。

第5回総会ということでお集まりいただき、ありがとうございます。

田植も大方終わったとはいえ皆さんそれぞれに違った作業がまだまだ残っていると思います。また、今般もコロナの関係で人数を減じて総会を開いておりますがワクチン接種も進んでいます。来月、再来月あたりには状況も好転するものと思っております。

本日は17件の議案ということで、よろしく審議のほどをお願いいたします。

---

## ◎議事録署名人選出

会 長 それでは、会議を始めます。

総会会議規則第15条の規定による議事録署名人の指名であります。議長指名でご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 それでは、議事録署名人には、1番、鈴木俊信委員、16番、秋元幸一委員の両名を指名いたします。

---

◎欠席者の報告

会 長 次に、欠席の申出がありましたので報告いたします。

2番、熊崎新壽委員、10番、早津和一委員、それから、山内委員が今来る途中にアクシデントがありまして遅れております。

---

◎議案第1号

会 長 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局(鈴木次長兼係長) 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による申請があったので、農地法第3条第2項の規定により審議するものとする。令和3年5月31日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 事務局より説明をさせます。

事務局(三浦副主査) それでは、3ページをご覧ください。

農地法第3条についてご説明いたします。

【その1からその7朗読】

以上、その1からその7までの案件につきまして、ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

会 長 農地法第3条その1について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

1番、鈴木俊信委員。

鈴木委員 この調査議案ですけれども、5月16日に邊見敏文委員と私で譲渡人に申請内容につ

いて電話で確認しました。譲受人には5月16日に電話で確認をしました。

以上です。

会 長 地区担当委員より報告がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定します。

農地法第3条その2について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

山内委員が遅れておりますので、事務局より報告願います。

事務局(三浦副主査) 3条その2についてご報告いたします。

譲受人には、5月19日に現地で申請内容について確認しました。譲渡人も同じく5月19日に現地で申請内容について確認しました。双方とも申請内容について間違いのないことでした。今回の申請について周辺農地への影響、ほかの農業者への影響は特に問題ありませんので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 事務局より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その3について審議します。

事務局より説明願います。

事務局(三浦副主査) 農地法その3について、ご報告いたします。

譲受人、譲渡人、どちらも同じく5月19日に現地で申請内容について確認いたしました。双方とも申請内容については間違いのないことでした。この申請による周辺農地への影響、ほかの農業者への影響は特に問題ないものと思われまますので、皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 事務局より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その4について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

3番、根本一郎委員。

根本委員 今回の申請内容につきまして、最適化推進委員の和知委員と電話にて調査を行いま

した。譲受人に5月17日に申請内容について確認いたしました。譲渡人には後日確認し、間違いのないことです。今回の申請につきましては、親子間の所有権の生前贈与であり、特に問題はないと思われますので皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その5について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

14番、齋藤茂委員。

齋藤委員 東部地区担当の齋藤でございます。

この件につきましては、今月の18日に鈴木信秋委員と2人で現地を調査いたしました。譲渡人には電話で、譲受人にも電話で確認しました。申請書どおり間違いのないことです。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その5について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その6について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

5番、小泉光敏委員。

小泉委員 小田川地区担当の小泉です。

この件に関しまして、5月22日、十文字委員委員と現地を調査しました。譲渡人、譲受人には電話で確認し、申請内容に間違いのないと確認しております。今回の売買により周辺農地への影響はないものと思われます。皆様のご審議よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その6について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その7について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

1番、鈴木俊信委員。

鈴木委員 邊見敏文委員と譲受人に5月17日に申請内容について電話で確認しました。譲渡人

には5月16日に申請内容について確認しました。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その7について原案のとおり決定いたします。

---

◎議案第2号

会 長 次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事 務 局 (鈴木次長兼係長) 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第3項において準用する同法第4条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。令和3年5月31日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 農地法第5条その1について審議します。

事務局より説明をさせます。

事 務 局 (鈴木次長兼係長) それでは、7ページをご覧ください。

【その1朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的には問題ないと思われまますので、皆様方のご審議のほどよろしくお願いいいたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

17番、砂塚功委員。

砂塚委員 17番の砂塚です。

申請地について、5月23日、茂木委員と現地を調査いたしました。その際、譲渡人には電話で申請内容について確認をいたしました。また、譲受人には5月24日に電話で確認を取りました。双方とも申請内容に間違いがない、申請内容のとおりだということが確認が取れました。住宅地の中の一角でございますので、許可相当の案件として見てまいりました。皆様のご審議のほど、どうぞよろしくお願いいいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その2について審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(鈴木次長兼係長) それでは、12ページをご覧ください。

【その2朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第2種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的には問題ないと思われまますので、皆様方の審議のほど、よろしくお願ひいたします。

会 長 この件に関しては事務局より説明をお願いします。

事務局(鈴木次長兼係長) 譲渡人、譲受人につきましては、双方とも電話で確認し、申請内容に間違いがないということがございますので、皆様方の審議のほど、よろしくお願ひいたします。

会 長 事務局より説明がありました、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その3について審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(鈴木次長兼係長) それでは、17ページをご覧ください。

【その3朗読】

立地基準の農地区分については、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接続事業により該当するものと判断いたします。

農地の区分と転用目的には問題ないと思われまますので、皆様方のご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

11番、山本繁夫委員。

山本委員 山本です。

この件に関しましては、去る24日に矢野委員、齋藤委員、そして私と3人で現地調査を行いました。譲渡人は本人が立ち会っていただきまして、あと譲受人のほうは全権が譲渡人のほうに委任されていたということで立ち会っていただきました。内容的には申請どおり間違

いないということと、それから、この当該用地の北側については市道に隣接していて、あとそれ以外の3方については、いずれも譲渡人の所有地であるということで、周辺への影響もほとんど支障ないということを確認してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

会 長 地区担当委員より説明がありました。ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その4について審議します。

事務局より説明をさせます。

事 務 局 (鈴木次長兼係長) それでは、22ページをご覧ください。

【その4朗読】

立地基準の農地区分としましては、第1種農地と判断いたします。許可基準は第1種農地の許可規定を準用して、一時転用事業に該当するものと判断いたします。

農地の区分と転用目的には問題ないと思われまますので、皆様方のご審議のほど、よろしくお願いたします。

会 長 この件に関して事務局のほうより意見を求めます。

事 務 局 (鈴木次長兼係長) 設定人、被設定人双方とも電話で確認し、申請内容に間違いがないということでございますので、皆様方のご審議のほど、よろしくお願いたします。

会 長 事務局より説明がありました。ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その5について審議します。

事務局より説明させます。

事 務 局 (鈴木次長兼係長) それでは、27ページをご覧ください。

【その5朗読】

立地基準の農地区分としましては、第3種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的には問題ないと思われまますので、皆様の方の審議のほど、よろしくお願いたします。

会 長 地区担当委員の調査結果について事務局より報告願います。

事 務 局 (鈴木次長兼係長) 高橋亨推進委員より現地調査の結果を承りましたので、事務局



よりご説明申し上げます。

今回の申請につきましては、5月23日に譲渡人が現地立会いを行い、また譲受人につきましては、電話にて聞き取りを行った結果、双方とも申請内容について間違いないとのことです。今回の転用による周辺農地への影響、ほかの農業者への影響は支障ないということですのでございます。皆様方のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長 事務局より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その5について原案のとおり決定いたします。

---

#### ◎議案第3号

会 長 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局(鈴木次長兼係長) 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項により農用地利用集積計画の承認を求められたので審議するものとする。令和3年5月31日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 本案件は承認事項でありますので、一括審議といたします。

ただいま議題となっております賃借権の設定第1号から第5号について、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、賃借権の設定第1号から第5号について原案のとおり承認いたします。

---

#### ◎その他

会 長 以上で、本総会に提案された議案の審査が終了いたしました。

その他、皆様から何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 なければ、事務局。

事務局長 それでは、事務局よりご連絡を申し上げます。

まず、1点目ですけれども、農業者年金に関するお知らせになります。

独立行政法人農業者年金基金より、今年度の農業者年金受給権者現況届に関する書類が各受給者宛てに送付されております。これは年金受給権者の方の受給資格の可否について毎年確認するものであります。6月30日を提出期限に、現在、各庁舎、行政センターで受付を行っております。

続いて、2点目でございます。

去る5月19日に今年度前期の農業委員会会長及び事務局長研修会が開催され、会長と私で出席をいたしました。メニューの一つに、県農業会議の今年度の事業計画の話があり、この中で今年度の農業者年金の新規加入目標者数が示されました。本市の目標は、昨年度と同じく全体で4名で、内訳は20歳から39歳の新規加入目標が3名、女性の新規加入目標が1名となっております。

また、あわせまして、全国農業新聞の購読と普及が必要とのことで、各農業委員さんには全員が購読するよう改めて依頼があったほか、委員1人につきまして毎年2部以上の新規購読申込みの確保をお願いしたいとお話がありました。

委員の皆様におかれましては、年金の加入推進並びに全国農業新聞の普及推進に、ご尽力をいただければ大変ありがたいと思っております。

最後に、次回総会の日程でございます。

次回は6月30日水曜日、午後2時から、市役所本庁舎5階の正庁で開催いたします。

なお、県独自の緊急事態宣言は本日をもって解除となる報道がされておりますが、解除後の感染再拡大を防ぐため、県では6月を重点対策期間に設定し、感染防止対策の徹底や外出機会の縮減を図るよう、引き続き県民に求めていくことにしております。

そうしたことから来月の総会に関しましても、基本的には今日と同じく小委員会委員、運営委員会委員、そして農地転用の許可、申請のあった地区の委員さんの構成により人員を減らして開催していきたいと考えておりますが、なお、冒頭会長からもお話がありましたように、ワクチンの接種、全国平均よりも白河の場合は接種率が高いといった統計が出ておりますので、今後はどんどん65歳以上の方への接種ですけれども、それが進んでいくと思いますので、このワクチンの接種の進捗状況に鑑みまして、7月からは何とか通常どおり会議開催できるのではないかと考えております。なお、その点につきましては、改めてご連絡させていただきますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

会 長 ほかにご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 なければ、以上で本日の総会を終了いたします。

---

◎閉 会

会 長 これをもちまして、令和3年第5回白河市農業委員会総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

(午後 2時55分)